

江東区発注の手持ち工事数の制限について（変更）

平成26年7月の公募案件から、江東区発注の手持ち工事数の制限について、次のとおり変更します。

変更点：区内に本店のある事業者の手持ち工事数の制限を次のとおり変更する。

変更前：4件

変更後：6件

《参考》

平成26年7月以後の手持ち工事数の制限は、次のとおりです。（下線部が変更箇所です。）

1 手持ち工事数の制限

	区内に本店のある事業者	区内に支店・営業所のある事業者（20年認定）	区内に支店・営業所のある事業者	区外業者	制限対象外
土木・建築工事	<u>6件</u>	4件	3件	2件	1千万円未満の工事
上記以外の工事	<u>6件</u>	4件	3件	2件	5百万円未満の工事

※1 単価契約及び設計・測量・地質調査については、全て制限対象外とします。

※2 特命による契約は、工事数に含みません。

※3 総合評価方式の案件は、落札候補者となった時点で手持ち工事数に含みません。

2 入札参加申込みについては、上記に記載に制限件数を越える申込みはできません。

（例）区内に本店のある事業者が申込時に1施工中の工事（特命による契約は除く。）がある場合は、入札参加申込みは5件までとなります。

経理課契約係